

発行所  
青森県高等学校・障害児  
学校教職員組合  
青森市橋本1丁目2-25  
教育会館 017(734)7287  
編集発行人 酒田 孝  
購読料一部20円は組合費  
の中に含む

今月の紙面  
1面：人事委員会勧告  
2面：変形労働時間制導入反対  
3面：集まれば元気①  
私の好きな憲法  
4面：集まれば元気②  
\* HPへはこちらから→



Eメール aokokyos@olive.ocn.ne.jp ホームページ http://aokokyoso.g2.xrea.com/ ブログ http://plaza.rakuten.co.jp/sannkyoso05/

## ～令和元年給与勧告・県教委提案～

提示資料  
令和元年10月29日 職員福利課  
職員の給与等に関する報告及び勧告の取扱いについて  
令和元年10月7日の県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、次のとおり給与改定を実施する。

- 1 月例給  
・初任給及び若年層の給料月額を引き上げる。
- 2 勤勉手当  
・勤勉手当の年間の支給割合を0.05月引き上げる。  
(4.25月→4.30月)
- 3 実施時期  
・月例給は平成31年4月1日から、勤勉手当は本年12月分から実施する。



一時金も民間との比較で、0.05月引上げ、4.3月にするとしています。今回も国と同じ上げ幅なので、格差の解消ならず、北海道・東北さらに全国的にも最低レベル(一時金支給月数は全国で下から4番目)になります。全国の様子を見ると、ほとんどの都道府県・政令指定都市の一時金は4.5月となっています(東京は4.65月)。全国とほぼ同じ支給水準まで早急に引き上げることや増額分を勤勉手当ではなく期末手

県教委職員福利課は、人事委員会勧告を尊重するという立場から、人事委員会報告と同じ内容で提示しました。月例給に関しては、県内企業の支給状況を反映し、引上げ提示となりました。

た。月例給の改善は、6年連続ですが、生活改善には程遠い内容です。また、人材確保を想定してか、若年層に重点を置く一方、子育て等で大変な中高年に配慮がされていないことも大きな問題です。具体的には、大学卒初任給で、1700円の増額で、以降36歳まで、

上げ幅は小さくなりながらも増額となります。37歳以上は、一切の増額はありませんが、全体的にみても、消費増税の影響を考えると、実質減額になります。

**若年層に重点！中高年に恩恵なし！**

一時金支給月数、**全国最低レベル！**

臨時・非常勤職員の待遇改善を求めます

青森県人事委員会は10月7日、県職員の給与と一時金を平均年間給与額で0.44%引き上げるよう、知事と県議会に対して勧告しました。6年連続の引き上げ勧告ではありませんが、生活改善につながるほどの改善ではない上に、一時金の支給月数は0.05月であり、国家公務員や他県との差は縮まっています。さらに、10月1日に消費税が上がったので、この程度の上げ幅では減額に等しいものです。教職員には、10月29日、職員福利課から提案されました。今後、教職員組合との交渉を経た後、県議会で審議・決定されます。決定後は、4月にさかのぼっての差額が支給されます。

# 6年連続の引き上げ提示も、超低額の上、一時金の全国較差は縮まらず!!

当に配分するよう求めていく必要があります。

英語民間試験導入延期!!  
11月1日、萩生田文部科学大臣は、2020年度より導入予定の、大学共通テストにおける、英語民間試験導入の延期を発表しました。新しい大学入試制度には様々な課題が明らかになっていきます。すべての受験生が安心して受験できる公平な制度の実現を求めます。

**坂道の風**  
先日日和嶋県教育長は、「臨時講師のみなさんのおかげで青森県の教育は支えられている。大変感謝している。」と話された。だが、現実はどうだ。青森県教育委員会からは来年度も臨時講師を1級にという提案だった。マニユアル違反も甚だしいのだ。文部科学省の役人も言っていた。公務員には「職務給の原則」がある。同じ仕事をしているのなら、同じ給料ということ。▼来年四月からは地方公務員法が改正されて、臨時講師の待遇も見直しが図られる。総務省から出されたマニユアルには、こう書かれている。「同じ職責の仕事をするなら、下位の級に位置づけたり、意図的に給料の上限を設定したりせず、教諭と同様の給料表を適用すること」と書かれているのだ▼さあ、みんなで声を上げようではないか。いいかげんにしろと。感謝しているというならば、きちんと法律に則った、正しい待遇で臨時講師を雇うこと。安倍首相も言った。同一労働同一賃金、均等待遇で。(怒)

今国会でねら  
われている

# 「1年単位の変形労働時間制」の導入を許すな!

「1年単位の変形労働時間制」導入法案について、閣議決定がなされ、国会での本格審議が始まろうとしています(10月25日現在)。23日、衆議院文部科学委員会が開会し、萩生田文科大臣は、開会にあたってのあいさつで、学校における働き方改革の推進にかかわって「正に特効薬のない総力戦が必要であり、上限ガイドラインの策定、業務の役割分担、適正化、教職員定数の改善や外部人材の確保など」とりくみを総合的に進めてこそ、成果がある」と述べましたが、閣議決定した「1年単位の変形労働時間制」にかかわる「給特法の一部を改正する法律案」については、「所要の提案」と述べたのみにとどまり、内容については一切踏み込みませんでした。また今後の、日程についても示しませんでした。

## この制度の問題点

この制度が導入されると、長時間労働が覆い隠され、今より困難な労働条件となってしまう。メディアには「休日まとも取り」推進特措法などと書かれています。それはまさか、実際には①繁忙期の所定労働時間延長による

超勤隠し・長時間労働固定化、それに伴う弊害の発生、②夏季休業中などの休日指定のかわりに残業増加・年休取得低下がもたらされる可能性が高い、と言われています。また、教員の職務内容から、「繁忙期」「閑散期」を分けることは現実的に不可能であることは、現場の教職員が誰よりもわかっていま

## 労働法制の観点から

改正内容は、給特法第5条において、①労働基準法32条の4を適用するとしながら、労基法が定める「過半数労働組合もしくは労働者の過半数代表との書面による協定がある場合は」「条例に特別の定めがある場合は」に改める、②「労働政策審議会」は、「審議会等」に改める(労働者代

**「1年単位の変形労働時間制」とは**

○年間で平均した1週当たりの労働時間が40時間を超えないことを条件として、業務の繁閑に応じて労働時間を配分することを認める制度で、「総労働時間の短縮」が目的とされています。次のように、厳しい条件が定められています。

【1】具体的な内容について労使協定を締結し、労基署に届け出ること

【2】対象期間や労働時間などについて、下記の限度を遵守すること

- \*労働日数は1年280日まで
- \*連続して労働させる日数は6日まで
- \*労働時間は1日につき10時間まで、1週間につき52時間まで

【3】対象期間の労働日と労働時間をあらかじめ定めておくこと

- \*途中で変更はできず、定めた時間を超えた場合は時間外手当が発生する

【4】育児、介護など特別な配慮を要する者については、配慮が必要

※地方公務員は、地公法の定めにより「適用除外」とされています。

懸念も高

この制度の導入によつて、教職員の命と健康を害し、ゆきとどいた教育を困難にする懸念も高

所定の勤務時間と  
残業時間の比較 (月平均)

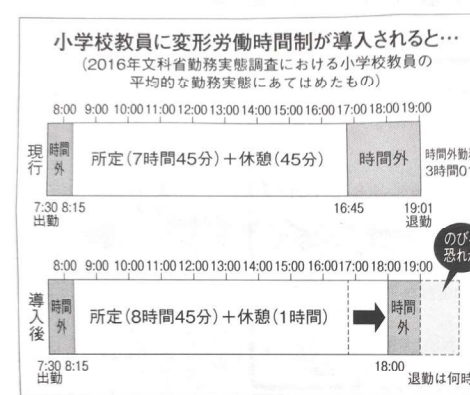
	所定の勤務時間	残業時間	合計
通常の勤務時間制度	180.9時間	23.2時間	204.1時間
変形労働時間制	195.9時間	27.0時間	222.9時間

労働政策研究・研修機構・労働政策研究報告書「仕事特性・個人特性と労働時間」より

表不在・三者構成ではない)、③「厚生労働省令」で定める要件は「文部科学省令」に改める、④上限1日10時間、週52時間、48時間超えの週は連続3週以下、特定期間(繁忙期)に連続して労働させることができる日数最長12日など、といったものです。

労基法では、制度導入時点で労働者の合意、さらに、繁忙期(特定期間)の初日が始まる30日前に、期間中の「各労働日と労働時間」を定める必要と当事者との合意が必要とされています。それくらい、当事者の意向をくみあげないと、1年もの長期にわたる労働時間の原則の変形は認めない。それが労基法の規定なのです。

それを当事者不在の「条例」に置き換えるなどとい



うことができるのでしょうか? この法案が通ると、教職員だけでなく、一般の労働者にも大きな影響があり、この改正法案は、構造からみて、労基法の改悪でもあるのです。

## 今後の取り組み

全国各地でこの制度導入に反対する声も上がっています。この制度の下で長時間の勤務が強制されることは、教職員のいのちと健康にかかわる問題です。ゆとりをもって子どもと向き合い、授業の準備を行うことがいっそう困難となりま

す。この改正案そのものが労使協定なしに条例で導入可能としていることから、労基法に反しているという観点からも許されないのです。長時間過密労働を解消するためには、安定した雇

用で働く教職員を増やし、一人あたりの業務量を縮減することが不可欠です。教職員のいのちと健康を守り、ゆきとどいた教育をすすめる立場から、制度の導入を阻止する必要があります。

仮に、法案が成立したとしても、実施については各自治体に任せることになるため、自治体段階での戦いも重要になります。先の教育長懇談で和嶋教育長はこの制度について、慎重な姿勢であること

を明言しています。「1年単位の変形労働時間制」導入ではなく、教職員の長時間過密労働の解消のために教育予算増と教職員の定数増を求める取り組みをさらに進めるとともに、現場の声を届け、導入を阻止する取り組みを進めてい

きます。

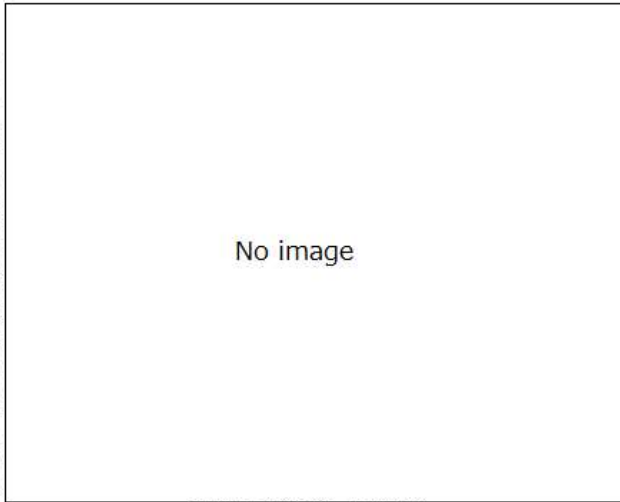
この動きに対して、署名などを通して反対の声をあげていく必要があります。現在、「ゆきとどいた教育を求める教育全国署名」に取り組んでいます。お手元にありましたら、11月中旬に高教組まで提出して下さい。よろしくお願

# 集まれば、元気!

# ～全国・ブロックの仲間とつながって～

## 進めよう、仲間づくり!

### 職場活動の活性化、組織の拡大、強化を目指す全国交流集会



No image

活発な討論を行った分科会

9月21、22日、標記の集会が開かれ、全国から46組織152名が参加し、青森高教組からも2名参加しました。

基調報告では、現在の情勢に対する全教の取り組み・秋に向けた行動提起が示され、その後、3組織から特別報告がありました。その後3つのテーマで分科会があり、リーフレットの工夫など各組織での地道な活動を交流しました。各地の取り組みに学びながら、できることを地道に取り組んで行くことを改めて学びました。

今回の集会では2つの印象的な歌のフレーズがありました。「たて、よこ、ななめ!みんなの力で」と「信じることを、必ず最後に愛(組合)は勝つ!」です。このフレーズを心に刻んで、対話活動を広げていきたいと思えます。

## 教組共闘北海道・東北ブロック学習交流集会

10月5、6日、山形県天童市で標記の集会が開かれ、高教組から3名が参加しました。全体講演は、東北生活文化大学宮澤孝子氏が、「教育に穴をあけない」と題して行いました。教職員の定数と加配に関わるデータを紹介し、教育条件整備の必要性を話されました。

その後、東北・北海道各地の情勢報告や分科会討議(2日目)を行い、子どもたちのための教育条件整備、教職員の「働き方改革」、会計年度任用職員制度について交流しました。高教組からは、勤務時間管理の在り方や初任研における宿泊研修負担軽減への取り組みなどについて、レポートを発表しました。

夜は、各地の地酒を紹介しあい、懇親を深めました。

No image

全体講演をする宮澤孝子氏

### 教職員セミナーのご案内

#### スマイルカフェ

#### Mr.マサツクが語る マジック教育実践

講師: 工藤 貴正 氏

日時: 12月21日(土)13:00~15:30(開場 12:30)

会場: 青森県総合社会教育センター  
(青森市荒川字藤戸 119-7)

参加費: 無料(ドリンク・スイーツ付) ※会員外 500円

申込締切: 12月6日(金)

申込方法: 電話、FAX、メールでお申込みください

主催: 一般財団法人 青森県教育厚生会

後援: 青森県教育委員会

<お申込み・お問い合わせ>  
青森県教育厚生会 総務課

〒030-0823 青森市橋本1-2-25

TEL 017-721-1310 FAX 017-723-2267

E-mail soumu@a-kyouiku-kouseikai.or.jp

メールはこちらから→



**お詫びと訂正**

高教組新聞10月号1面において、和嶋教育長の氏名を誤って表記してしまいました。正しくは「和嶋延寿県教育長」です。お詫びして、訂正いたします。

### 第27条「労働の権利・義務、労働条件の基準、児童酷使の禁止」

1 すべて国民は、労働の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の労働条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条「労働者の団結権・団体交渉権その他団体行動権」

労働者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。



これらが永く現行憲法を改正しないで行憲法の条文の中で特に注目するのは第27条と第28条です。第27条は労働の権利、第28条は労働基本権についての条文です。

私は学校を卒業してから、二度ほど転職しています。一度目に入社した会社では少し、二度目に入社した会社では相当な残業で嫌な思いをしました。そんなことからこの第27、28条の条文とその下位の法律に目を通すと、こういう憲法、法律があつて本当に良かったなと思えます。そういうのは嫌だ、こう変えてほしいと声を上げなければダメだと思えます。我々公務員は労働縮結ができません(現業を除く)、団体行動も行使できませんが、団体交渉権はあります。もつとこの法律や判例を学んで労働条件をよくしていきたいと思えます。

現行の日本国憲法は、その構成が素晴らしい。憲法に基本的な理念を示し、詳細を下位の法律で定めることにより、憲法を変えずに時代の流れに沿った決まりを定めることができます。また現行憲法は、制定当時としては先進的な権利を守ることを記述しています。

# 集まれば、元気！ ～夏の支部活動、集まって、しゃべって、元気！～

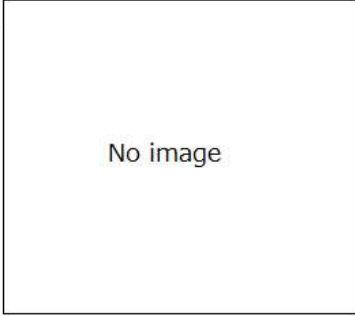
組合員のみなさん

カレンダーにチェック!

## 高教組中央委員会&全教自動車 保険セミナー&高教組・県教組 合同忘年会に参加しよう!!

2019年末、三大宿泊行事の一つ、中央委員会が開かれます。今年は、中央委員会終了後、全教自動車保険セミナー、県教組と合同の忘年会を開催します。セミナーは全教本部から講師が来県します。そして、これからの県教組との合同に向けて交流を深めます。どこからの参加でもOKです。「集まれば元気。」みんなでたくさん語り合しましょう。旅費、宿泊費を支給します。

**2019年度青森高教組中央委員会**  
期日: 12月14日(土)  
会場: 浅虫温泉「ゆーさ浅虫」「辰巳館」  
日程: 12:30～16:00 中央委員会  
16:30～17:30 自動車セミナー  
\* ここまでは「ゆーさ浅虫」  
18:30～ 県・高合同大忘年会  
\* 忘年会及び宿泊「辰巳館」  
宿泊者は朝食後自由解散

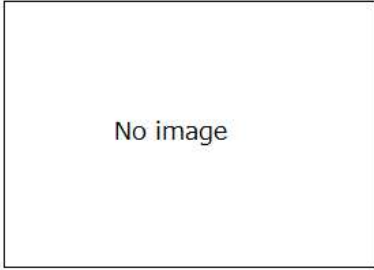


No image

BBQで親睦を深めた三八支部  
もたちは周りで走り回って風を浴びながらの楽しいひとときを過ごすことができました。

三八支部・蕪島にてBBQ!  
高教組三八支部では、支部教職員の間を強めるために、8月18日、鮫の蕪島キャンプ場でバーベキューをしながら支部委員会を開催しました。参加者は子どもを含めて9人でした。焼き肉、焼き魚、焼きそばなどを食べながら、交流を深めました。照りつける太陽の下、太陽電池で扇風機を回しながら涼み、次々に綱や鉄板で焼き続けました。子どもたちは周りで走り回って風を浴びながらの楽しいひとときを過ごすことができました。

9月27日、東青支部歓迎会を青森市新町の「旬肴」で行いました。数年前から、新しく組合に加入した方を各校分会でなく、東青支部のみんなで歓迎しようということで歓迎



No image

支部全体で新加入者を歓迎した東青支部

### 東青支部・支部合同歓迎会

歓迎会を開催してきました。今回は3分会から30代の先生3人が参加してくれました。普通高校、職業高校、特別支援学校から合わせて10名。美味しいお酒とマグロの落ちや刺身などを食べながら、組合に加入したことや学校での様子を話し合いました。働き方改革が叫ばれていますが、職場で話せないことや生徒のことなどについて交流することができました。仲間と集い、語り合うことで元気が湧いてきます。組合員を増やして歓迎会をみんなで盛り上げましょう。

**2019年度 新加入! キャンペーン**  
★キャンペーン期間 2020年3月15日まで★  
※4月加入からカウントして

**職場で3人加入すると... 職場賞ゲット!**

●すべての共済が対象、火災共済と自動車保険は見積りでもOK!  
「総合共済」「火災共済」「全教自動車保険」「教職員賠償責任共済」「くらしの賠償責任共済」は、いつでも加入可  
「生命共済」「医療共済」「傷害共済」は、申込みが11月30日

総合共済に加入しませんか?  
月々6000円の共済! 画面を見てお!  
学校での共済自費も削減できます!  
「やーキを食べて共済のお返ししませんか?」  
組合共済新規加入の方はQUOカードプレゼント!!

加入申込み用紙に記入の上、青森高教組共済会宛、FAXまたはQRコードを読み取りメール送信して下さい。  
〒030-0823 青森市橋本1丁目2の25 教育会館5階 青森県教職員共済会  
TEL017-732-1375 FAX017-732-1376

## 全国学習交流集会に参加しよう!!

- ①障害児学級&学校学習交流集会in兵庫  
期日: 2020年1月11日(土)～13日(月)  
会場: 兵庫県神戸市  
\* 通常高校の先生方でも参加を歓迎します。
- ②全国青年教職員学習交流集会「TANE」  
期日: 2020年2月1日(土)～2日(日)  
会場: 東京都内  
\* 全国の青年教職員との交流を深めよう!  
以上集会の問い合わせ、参加申し込みは高教組本部まで。

自然災害が心配なあなた! ご自身の火災保険を見直してみませんか? お気軽に、ご相談ください!